

○宮崎大学放射線安全管理委員会規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年3月30日 平成18年3月23日
平成22年9月22日 平成24年3月29日
平成28年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学放射線安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学放射線安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 安全管理委員会は、放射性同位元素等及び放射線発生装置等の使用に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 放射線施設の新設又は改廃に関すること。
- (2) 放射線障害予防に関する規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) その他放射線障害防止についての重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 安全管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究・企画担当）
- (2) 安全管理規程第2条第1項第3号に定める管理部局の長
- (3) フロンティア科学実験総合センター実験支援部門R I分野長
- (4) フロンティア科学実験総合センター実験支援部門R I分野の各分室長
- (5) 医学部附属病院放射線部長
- (6) 教育学部、医学部、農学部、地域資源創成学部、工学教育研究部及び医学部附属病院教員各1人
- (7) 各放射線施設の放射線取扱主任者
- (8) 事務局長

(任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 安全管理委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号委員をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は安全管理委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 安全管理委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 安全管理委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を安全管理委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第8条 安全管理委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、安全管理委員会が別に定める。

(事務)

第9条 安全管理委員会の事務は、企画総務部人事課及び研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、安全管理委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、安全管理委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される教育学部及び地域資源創成学部の委員、相談員又は兼任教員（以下「委員等」という。）の任期の末日は、当該委員等の任期の規定にかかわらず他学部選出の委員等の任期の末日と同じ日とする。